

工事排水等の公共下水道の一時使用

土木建築等に伴い滲出した水を排除するために、公共下水道を一時的に使用する
場合の条件及び手続きは次のとおりです。

【1】一時使用により下水道に排除することができる水

次の（１）から（４）のうち、【2】の水質基準に適合するもので、上下水道事業管理者が
認めたものとします。但し、（３）には水質基準を設けません。

- （１）土木建築工事に伴う湧水・雨水のうち、排水設備を設けて汲み出した上澄水
- （２）電信電話、電気、ガス等の管理人孔内の溜り水のうち、排水設備を設けて汲み出し
た上澄水
- （３）仮設事務所等に設置する仮設便所及び手洗い場からの排水
- （４）その他の工事等に伴う排水

【2】一時使用により下水道に排除することができる水の水質基準

項目	水質基準
水素イオン濃度	pH5 超え 9 未満
浮遊物質量 (SS)	600mg/ℓ以下
n-ヘキサン抽出物質	鉱油類：5 mg/ℓ以下

但し、【1】（４）その他の工事等に伴う排水 については、別途必要な項目について下
水道管理センターと協議し決定してください。

【3】一時使用に必要な施設

公共下水道の一時使用を行う場合は、【2】に定める水質基準に適合するために必要な排水
施設を設置してください。

但し、【1】（３）仮設事務所等に設置する仮設便所及び手洗い場からの排水は除きます。

【4】許可申請の手続きについて

提出書類 提出部数は 1 部、ただし排水設備工事設計書のみ 2 部

1. 「下水道一時使用許可申請書」
2. 「排水設備の計画の確認、水洗便所改造助成申請書」と「排水設備工事設計書」
3. 排水の水質測定結果（【1】（３）を除く）
4. 排水水量算定方法説明書

提出時期

放流の 7 日前までに下水道排水設備指定業者より上下水道サービス課へ提出してください。

（裏面につづく）

【5】注意事項

- (1) 一時使用に係る水質基準または許可条件に違反した場合、もしくは本市が必要と認めるときは、排水施設を改築・移設または撤去させることがあります。なお、この場合に要する費用は申請者の負担とします。
- (2) 一時使用に係る排水が原因で管路を閉塞または損傷させた場合は、原因者により復旧工事を施工していただきます。
- (3) 排水の水質が【2】の基準に適合するよう、工事期間中は適切に排水設備の管理を行ってください。

【6】参考（関連条文抜粋）

○姫路市下水道条例

第16条 管理者は、土木建築等に関する工事施行に伴う排水、その他のために公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料概算額を前納させることができる。この場合において使用料の精算に伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、又は管理者が必要と認めたとときに行う。

○姫路市下水道条例施行規程 (一時使用の届出)

第7条 条例第16条の規定による公共下水道一時使用の申請は、下水道一時使用許可申請書による。

- 2 前項の申請書には、土地の見取図、平面図を添付しなければならない。
- 3 第1項の使用者が許可条件に違反したため使用許可を取消されたときは、既納の使用料は、還付しない。この場合においては、使用者に異動のあったときは、前使用者の納めた使用料は、新使用者の納入したものとみなす。
- 4 使用期間が満了し、若しくは使用を廃止し、又は使用許可を取消されたときは、直ちに原状に復しその旨管理者に届け出て検査を受けなければならない。

【7】お問合せ先

内容	担当	電話番号
申請について	上下水道サービス課 排水担当	079-221-2656
使用料について	上下水道サービス課 料金担当	079-221-2658
水質基準について	下水道管理センター 水質担当	079-234-6073
排水管の接続について	下水道管理センター 管渠管理担当	079-234-3507

下水道一時使用許可申請書

年 月 日	
(宛先) 姫路市上下水道事業管理者	
申請者 住 所 氏 名	
1 場 所	姫路市
2 面 積	
3 居 住 者 の 数	人
4 汚 水 の 性 質	
5 1 日 の 放 流 量 及 び 放 流 時 間	
6 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 使 用 料	
8 その他必要事項	
付近見取図 	